法令に基づく水質検査

水質検査表（1） 水質基準項目

No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	法定の検査頻度	検査計画頻度（回/年） 蛇口	検査計画頻度（回/年） 浄水場出口	備　考
1	一般細菌	100個/ml以下	月1回	12	—	病原生物による汚染の指標
2	大腸菌	不検出		12	—	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回	4	—	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005以下		4	—	
5	セレン及びその化合物	0.01以下		4	—	
6	鉛及びその化合物	0.01以下		4	—	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下		4	—	
8	六価クロム化合物	0.02以下		4	—	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下		4	—	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		4	—	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下		4	—	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下		4	—	
13	ホウ素及びその化合物	1以下		4	—	
14	四塩化炭素	0.002以下		4	—	一般有機物
15	1,4－ジオキサン	0.05以下		4	—	
16	シス－1,2－ジクロロエチレン	0.04以下		4	—	
17	ジクロロメタン	0.02以下		4	—	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下		4	—	
19	トリクロロエチレン	0.01以下		4	—	
20	ペルフルオロ（オクタン―1―スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）	0.00005以下	年2回	2	—	
21	ベンゼン	0.01以下	年4回	4	—	消毒副生成物
22	塩素酸	0.6以下		4	—	
23	クロロ酢酸	0.02以下		4	—	
24	クロロホルム	0.06以下		4	—	
25	ジクロロ酢酸	0.03以下		4	—	
26	ジブロモクロロメタン	0.1以下		4	—	
27	臭素酸	0.01以下		4	—	
28	総トリハロメタン	0.1以下		4	—	
29	トリクロロ酢酸	0.03以下		4	—	
30	ブロモジクロロメタン	0.03以下		4	—	
31	ブロモホルム	0.09以下		4	—	
32	ホルムアルデヒド	0.08以下		4	—	
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下		4	—	着色
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下		4	—	
35	鉄及びその化合物	0.3以下		4	—	
36	銅及びその化合物	1.0以下		4	—	
37	ナトリウム及びその化合物	200以下		4	—	味
38	マンガン及びその化合物	0.05以下		4	—	着色
39	塩化物イオン	200以下	月1回	12	—	味
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	年4回	4	—	
41	蒸発残留物	500以下		4	—	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下		4	—	発泡
43	ジェオスミン ＊1	0.00001以下		4	—	カビ臭
44	2－メチルイソボルネオール ＊2	0.00001以下		4	—	
45	非イオン界面活性剤	0.02以下		4	—	発泡
46	フェノール類	0.005以下		4	—	臭気
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下	月1回	12	—	味
48	pH値	5.8以上8.6以下		12	—	基礎的性状
49	味	異常でない		12	—	
50	臭気	異常でない		12	—	
51	色度	5度以下		12	—	
52	濁度	2度以下		12	—	

備考　① ＊1：正式名：(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

② ＊2：正式名：1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

水質検査表（2） 1日1回行う水質検査

No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/L以上